

非軍事化をどう実現するか。

国富建治

「非軍事化」を実現するためには①国家間の非軍事的関係、国境を越えた民衆間の対等な相互交流と連帯・共同、②国家内部の社会関係の非暴力化＝個の自由と人権、貧困やあらゆる形態の差別（ジェンダー、エスニシティーなど）の除去を同時に進めていくことが必要である。「平和」とは決して国家相互間の戦争のない状態のみをさすのではなく、紛争や暴力や貧困・差別を生み出す社会のあり方の変革が必要である、と語られてきた。後者の考え方はいわゆる「人間の安全保障」論の骨格をなすものでもある。一方、「人間の安全保障」論は、「テロとの闘い」や「社会の安全・安心」を脅かすとされた対象を「排除」する国家的・国際的な治安対策を正当化する論理としても、利用されている。ここではおもに地域的な国家間の関係の非軍事化、「テロ対策」を含めた主として国家間の地域協力に基づく「安全保障」観の克服、というテーマを中心に考えたい。

第1に日本を取り巻く東アジアにおいて今なお事実上の「冷戦」構造が継続する状況を克服し、持続的な平和の枠組みを構築することである。朝鮮半島では、1950年に勃発した朝鮮戦争がいまだに終結していない。1953年の「休戦協定」は、戦争の終結と平和の回復ではなく、南北休戦ラインを境に朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）と米国・韓国の両軍が対峙する戦争状態がすでに60年近くにわたって継続したままである。

この朝鮮半島の「戦争」状態を終結させ、米朝・日朝の国交回復を通じて朝鮮半島南北2国家の平和的・民主的統一の基礎を作り出すことが必要である。同時に北朝鮮の核・ミサイルの脅威を口実にした米日・米韓の臨戦態勢を解除し、朝鮮半島の「非核化」を通じて東北アジア非核地帯の創設をめざすことが、求められている。朝鮮半島の南北分断に帰結した日本による朝鮮侵略と植民地支配の責任を歴史的に自覚し、戦争と植民地支配の被害者への謝罪と補償を実現していくことは、「和解」と持続的な平和への信頼関係を築き上げていくための第一歩である。この中で、北朝鮮の「国家犯罪」である日本人拉致問題も解決されるべきである。

第2に、東アジアにおける平和の枠組みを作り出していくためには、日米安保条約の廃棄が根本的な課題となっている。戦後の米ソ冷戦構造の確立、朝鮮戦争の勃発を背景に作り出された日米安保は、米国の東アジア軍事戦略の戦略的前線拠点として沖縄を軍事植民地化し、日本国家を米国の戦争に組み込むためのものだった。憲法9条と安保の矛盾を数々の密約で覆い隠した日米安保は、1960年の改定、1972年の沖縄施政権返還後も、米国の軍事戦略の下に日本を従属的に組み込む枠組みとなった。冷戦構造の崩壊後も日米安保は、「日米同盟」という名の下に東アジアの範囲を超えたグローバルな米戦略に日本を実戦的に動員する法的保障となった。沖縄の米軍基地はそのために強化され続け、基地被

害の重圧は沖縄の住民に集中していった。

グローバルな「日米同盟」の下で、世界有数の戦力を持つにいたった自衛隊の海外派兵も着実に積み重ねられてきた。1991年の湾岸戦争後のペルシャ湾への掃海艇派遣に端を発した自衛隊の海外派兵は、あいつぐPKO派兵を経て、2001年の「テロ特措法」によるインド洋での多国籍軍への給油派兵、2003年の「イラク特措法」による陸自・空自のイラク派兵、さらにはソマリア沖「海賊対策」派兵、地震災害救援を名目にしたハイチPKO派兵と、あらゆる機会を通して拡大している。いまや自衛隊は海外派兵を「本務」とする海外展開軍となっており、「米軍再編」は全世界的規模での米軍と自衛隊の共同作戦を想定したものである。現実の日米軍事一体化の流れにそって、「集団的自衛権の行使」容認、自衛隊の恒久的な派兵法も日程に上っている。憲法9条の明文改憲は、こうした現実の圧力によって浮上してきたものである。

50年を経て大きく変質した日米安保は、ゆるがすことはできない日本国家の「国是」としての位置を持たされている。それはアジア・太平洋の「平和と安全」のための「国際的公共財」だとも言われている。在日米軍は、中国の軍拡や北朝鮮の核とミサイルの「脅威」に対する「抑止力」と主張されている。しかし日米安保こそ、中国などの対抗的軍拡にはずみをつけ、東アジアの「軍事化」を促進している元凶である。

「抑止力」のウソを自らの経験を通して日常的に肌身で実感してきた沖縄の人々は、「武力で平和はつくれぬ」という真実を、この間の「普天間即時返還・新基地建設反対」の島ぐるみの闘いを通して改めて突き出している。沖縄の人々の闘いは、日米の「軍事植民地」とされた沖縄への差別支配を突き出している。

私たちは、第二次大戦後65年にわたって米軍による事実上の占領状態が継続している沖縄の現実を見つめ、沖縄の米軍基地を無条件で撤去することを求める。それは同時に、東アジアでの軍事的緊張をエスカレートさせる日米安保＝日米軍事同盟を廃棄し、日米の平和友好条約に転換させることによって、東アジアの持続的な平和の枠組みを形成していく条件を作り出していくことを意味する。

第3にいわゆる「領土」問題である。日本はロシア、韓国、中国との間で、「北方諸島」、竹島（独島）、尖閣諸島（釣魚諸島）の「領土」問題を抱えている。これらの「領土」問題は、排外主義的ナショナリズムをあおる要因として利用され、「国家主権」の軍事的防衛を正当化する口実として利用されてきた。

しかしこれらの「領土」問題には、先住民族の自治・自決権（北方諸島）、日本の侵略的植民地支配（竹島、尖閣諸島）にかかわる歴史的経過などの要素が存在しており、日本の無条件の「主権」が正統化されるものではない。「資源開発」もからんだこうした「領土」問題は、東アジアの平和の枠組みの構築の過程で、「共同利用」も含めた解決策がねばり強く練り上げられるべきである。

第4に「非軍事化」の構想を進めていく上で、あらためて深めていくべき課題は、「テロとの闘い」や「海賊対策」、地域紛争、あるいは地震・津波などの自然災害の救援・復興をめぐって「人道的支援活動の軍事化」というべき事態が進んでいることにどう対処すべきか、ということである。この間、「人間の安全保障」というテーマともからんで、軍隊による「人道的国際貢献」が大きな論議になっている。

私たちは「軍事活動と警察活動」の一体化、あるいは「災害復興支援」の軍隊による代行に反対する。軍隊とは厳密に切り離された専門的な非武装の専門家集団によってこそ、人道的支援活動の目的が達成されるべきであり、国はそうした非武装の専門家集団の形成に最大限の支援を行うべきである。

私たちは憲法9条の改悪に反対し、9条を実現して国家の非武装化をめざす活動を継続する。それは米軍基地を撤去し、日米安保を破棄し、核兵器の全面廃絶と軍縮のための国際的な努力を通して、自衛隊の解消をめざすことである。

こうした非軍事化のための国際的営為は、なによりも東アジアの地において民衆運動自身によって積み重ねられなければならない。「平和・人権・民主主義・公正な社会」をめざす東アジアの人々の共同の運動を持続的に発展させていくことこそが、「非軍事化」を達成するための保障であり、国家間関係の「非軍事化」とそれぞれの社会における人々の関係の「非暴力化」が同時に追求される必要がある。